

**『建設業の働き方改革』・『i-Construction』の取組を推進しています！**

～令和2年度北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針の策定～

～令和2年度北海道開発局i-Constructionアクションプランの策定～

北海道開発局では、地域を支える建設業の健全な発展を後押しするため、建設業等の働き方改革の実現に向けた取組を行っているとともに、働き方改革の重要な取組の一つであるi-Construction[※]の普及促進に向けた取組を行っています。

この度、令和2年度の『北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針』及び『i-Construction アクションプラン』を策定しました。

生産年齢人口が減少する中、社会インフラの整備・維持管理や災害対応に重要な役割を果たしている建設産業の担い手確保・育成に向け、建設業等の働き方改革は急務となっています。

北海道開発局では、工事・業務の円滑な執行と品質を確保しつつ、建設業等の働き方改革の実現を図るため、平成29年度に「北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部」を設置し、『北海道開発局建設業等働き方改革実施方針』を策定して取組を行っています。

また、平成28年度から『北海道開発局 i-Constructionアクションプラン』を策定し、ICT技術等を活用した建設現場における生産性の向上に資する取組の普及促進を行っています。

この度、令和元年度の取組内容のフォローアップを踏まえて、令和2年度の『北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針』及び『北海道開発局 i-Constructionアクションプラン』を策定しました。

これらの取組の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて進めていきます。

詳細は、以下のリンク先を参照して下さい。

【リンク先(働き方改革)】https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gi_jyutu/splaat0000010j9l.html

【リンク先(i-Construction)】https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gi_jyutu/splaat0000001xke.html

※i-Construction (アイ・コンストラクション) とは…

調査・測量から設計、施工、維持管理までのあらゆる建設生産プロセスでICT (情報通信技術) 等を活用して建設現場の生産性向上を図る取組です。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話 (代表) 011-709-2311

事業振興部 技術管理課

技術管理企画官 西村 敦史 (内線 5483)

課長補佐 小林 孝士 (内線 5653)



北海道開発局ホームページ
<https://www.hkd.mlit.go.jp/>

令和2年度 北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針

取組の趣旨

- 生産年齢人口が減少する中、社会インフラの整備・維持管理や災害対応に重要な役割を果たしている建設産業の担い手確保・育成に向け、建設業等の働き方改革は急務となっている。
- 政府の「働き方改革実行計画」を受け、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定され、国交省では「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し取組を加速。
- 開発局では工事・業務の円滑な執行と品質を確保しつつ建設業等の働き方改革の実現を図るため、「北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部」を設置。
- 令和元年度には「働き方改革関連法」の施行、「新・担い手3法」の公布（改正品確法の施行、「発注関係事務の運用に関する指針」の改正）されたことを踏まえ、以下の取組を推進。
- これらの取組にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況や政府の対策等を踏まえ適切に対応。

取組（１）適正な工期設定・施工時期の平準化

①適正な工期設定

- ・ 条件明示を徹底し、必要な工期を確実に見込む。
- ・ 条件変更等により工程に影響が及ぶ場合は、必要に応じて工期の延長及び繰り越し手続き等の適切な処理を行う。
- ・ 余裕期間制度の余裕期間を最大6ヵ月に拡大し積極的な活用を図る。

②週休2日確保促進に向けた試行工事の実施

- ・ 原則、全ての工事を対象に週休2日工事の試行を実施する。
- ・ 契約後速やかに週休2日の取組内容について受発注者で共有する。また、休日に作業が発生するような依頼は行わない等、円滑な実施となるよう配慮する。
- ・ 週休2日による施工の実施が確認された工事については、工事成績評定に反映する。また、優良工事等表彰については、本取組の実施状況を含めて選考する。
- ・ 建設業全体の意識改革を進めるため、関係団体等と連携し、「統一土曜閉所」の取組を拡大実施する。

③施工時期の平準化

- ・ 当初予算におけるゼロ国債の設定による早期発注や2ヶ年国債の設定により、施工時期の平準化を図る。

④発注者協議会等の取組

- ・ 発注者協議会において、各発注機関の発注見通しを統合し、開発局HPにおいて公表する。また、より多くの機関の参加が得られるよう働きかけを行う。
- ・ 改正品確法及び運用指針の主旨について、引き続き、関係団体等へ周知を徹底する。

⑤設計業務等における適正な工期設定

- ・ スケジュール管理表の活用により、適正な履行期間を確保するとともに、履行期限が年度末に集中しないよう分散化し平準化を図る。また、必要に応じて履行期間の延長及び繰り越し手続き等、適切な処理を行う。

取組（２）社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

①社会保険の加入促進

- ・ 社会保険の法定福利費、安全衛生経費等の必要経費にしわ寄せが生じないよう、社会保険加入状況の調査等をもとに、業者に対する指導を行う。
- ・ 「建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会」の関係者が情報を共有し、一体となって社会保険加入推進の取組を実施し、加入の徹底を図る。

②標準見積書の活用促進

- ・ 立入検査時に標準見積書等の活用状況を確認し、未利用の場合は、業者に対して活用の指導を行う。

令和2年度 北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針

取組（3）生産性向上

①ICTの全面的な活用

- ・ ICT活用推進部会において、ICT活用工事の増進、ICTを活用した維持管理の推進等について検討を行う。
- ・ ICT活用工事の部分活用や新規工種拡大（9工種⇒11工種）による取組を推進する。 ・ 工事・業務へのBIM/CIM活用の拡大及び業務プロセス改善等の検討を行う。

②全体最適の導入

- ・ 流動性を高めた現場打ちコンクリートの採用、新技術・工法の活用、部材のプレキャスト化等の施工効率化（コンクリート工等）に資する工法を積極的に採用する。

③書類の簡素化

- ・ 工事書類について、書類作成に係るマニュアルの改訂や関係団体との意見交換を踏まえ、書類作成の簡素化のより一層の周知・徹底を図る。
- ・ 工事完成検査時の書類の簡素化を試行する。 ・ 情報共有システムを活用したオンライン電子納品の運用を推進する。

④監督検査の効率化

- ・ ICTや非破壊試験、映像記録等を活用し、監督検査の効率化を図る。 ・ ウェアラブルカメラ等を活用した建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査を試行する。

⑤普及促進

- ・ 受注者、地方自治体等への技術支援、職員の技術力向上のため、講習会や研修等を実施する。また、関係団体との勉強会など他機関と連携した取組を推進する。
- ・ 「北海道開発局i-Con奨励賞」により、受注者の意欲向上や優れた取組事例を広く周知し、取組を推進する。
- ・ 北海道開発技術研究発表会において、i-Constructionを含めた生産性向上をテーマとする新たな表彰部門を創設する。

取組（4）下請契約における取引適正化

①書面による契約締結の徹底

- ・ 不適切な契約手続き等に起因する元下契約のトラブルを未然に防ぐため、書面による契約締結の徹底が図られるよう、法制度の継続的な周知・啓発を行う。

②下請代金の支払方法の適正化

- ・ 元請負人から下請負人への下請代金の支払いが法に定める期間及び方法によって、適切に行われるよう周知・啓発を行う。
- ・ 下請企業に対する適正な労務賃金の支払いを促進する観点から、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を試行する。

取組（5）その他働き方改革に資する取組

①建設業等の若手・女性活躍応援の取組

- ・ 工事・業務の発注において、技術者育成型、女性登用モデル工事、WLB認定評価型等の試行を推進する。
- ・ 官民の女性技術者が視野や知見を広げ活躍できるよう相互の交流支援の取組を行う。

②業務環境の改善

- ・ 時間外の依頼はしない、依頼の期限日は十分な時間的余裕を持つ等の業務環境改善について、受発注者間で確認し、円滑な実施となるよう配慮する。
- ・ 日々の業務執行の効率化を図るため、テレビ会議を拡大する。 ・ 現場環境では「快適トイレ」の導入等、男女ともに働きやすい環境を整備する。

③担い手確保等に向けた取組

- ・ やりがいや魅力を伝えるため学生や保護者を対象とした現場見学会等の取組を行う。 ・ 建設技能者の処遇改善に繋げるため「建設キャリアアップシステム」の普及促進を図る。

取組の進め方

- 受発注者間の円滑なコミュニケーションを図りつつ、各取組を積極的かつ適切に実施する。
- 意見交換会やアンケート等で意見収集を行い、取組内容の見直し改善について検討する。
- 現場レベルでの意識の浸透及び実施の徹底を図る。
- 工事・業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染防止対策の周知・徹底を図り、必要に応じて一時中止措置や、工期又は履行期間の延長を行う等、適切に対応する。

1. i-Constructionの推進

- ◎ ①ICT活用工事の拡大（簡易型ICT活用工事の実施、新規工種拡大）、ICT未経験企業や自治体工事におけるICT活用の推進にむけた支援の実施
- ◎ ②3D測量業務・3D土工設計業務・BIM/CIM活用工事・業務の拡大
- ③規格標準化技術の適用拡大（コンクリート工）
- ④施工時期平準化の推進
- ⑤ICT技術（ウェアラブルカメラ等）を活用した建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行の実施

2. i-Constructionを普及させるための活動

- ◎ ①業界団体等との情報提供や意見交換を行うための部会等（UAV活用や3次元利活用）の実施、ICT推進活用部会による普及・推進の検討
- ②HP等による情報提供の更なる充実・i-Constructionサポートセンターによる施工者等への支援
- ◎ ③「北海道開発局i-con奨励賞」により優れた取組事例を広く周知し、導入拡大に向けた取組を推進
- ◎ ④自治体等と連携した取組による自治体工事への普及促進（現場支援モデル事業による支援や合同見学会の実施等）
- ◎ ⑤道内各地でのi-Constructionの説明会・講習会（実技含む）、ICT活用工事現場における見学会の実施（業界団体、地方公共団体、直轄職員）
- ⑥事務所等のICT環境の整備（高性能PC、3Dソフトの充実、クラウド活用の検討）
- ⑦北海道開発技術研究発表会において、i-Constructionを含めた生産性向上をテーマとする部門の表彰を実施
- ◎ ⑧i-Construction技術研修の実施（職員研修・3Dデータ活用講習）

3. 北海道特有の課題に対応した技術開発・活用促進

- ◎ ①寒地土研・有識者・民間との共同研究の推進
除雪作業の省力化技術（i-Snow等）
堤防除草の効率化技術（SMART-Grass）
UAVによる港湾施設点検の自動化技術 など
- ②生産性向上に向けた新技術・新工法の活用

4. フォローアップ活動

- ① i-Constructionの普及状況等を確認するための実績等調査の実施
- ② ICT施工実施による問題点・課題の把握（コストの把握及び積算体系の検証、基準類の適用検証）
- ③ ICT建機、UAV、LS等の普及状況の把握